

薬食監麻発第 1219001 号
平成 19 年 12 月 19 日

日本病院会会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

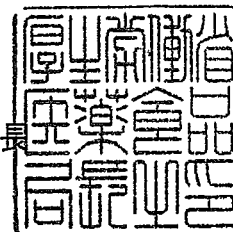
平成 19 年 12 月 19 日政令第 380 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号）が改正され、今般、その施行について、各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あて別添のとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各機関に周知されるようお願いいたします。

薬食発第 1219001 号

平成 19 年 12 月 19 日

都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 19 年 12 月 19 日政令第 380 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① 2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン
- ③ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① 2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ③ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその

塩類

3 施行期日

公布の日（平成 19 年 12 月 19 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 20 年 1 月 18 日）から施行するものであること。

第 2 改正政令の施行に当たっての留意事項

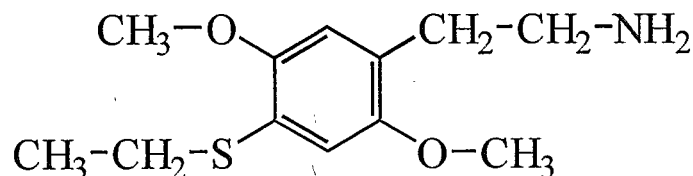
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、施行日までにはあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成 20 年 1 月 18 日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第 3 物質の構造式等

①化学名：2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

通称：2C-T-2

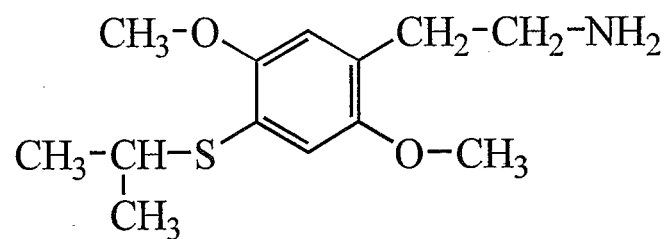
構造：



②化学名：2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン

通称：2C-T-4

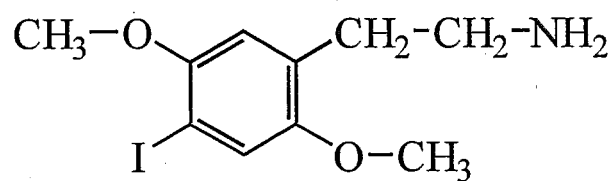
構造：



③化学名：2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

通称：2C-I

構造：



別添

政令第三百八十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十六号を第七十九号とし、第七十五号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八 二一（四ーヨードー二・五ージメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第七十四号を第七十六号とし、第二十八号から第七十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二一（二・五ージメトキシー四ーイソプロピルスルファニルフェニル）エタンアミン及びその塩

類

第一条中第二十六号を第二十七号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次

の一号を加える。

七 二―(四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 四―エチル―二・五―ジメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名DOET）及びその塩類</p> <p>七 二―（四―エチルスルファニル―二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>八 N―エチル―γ―フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類</p> <p>九〜二十七（略）</p> <p>二十八 N・α―ジメチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名MDMA）及びその塩類</p> <p>二十九 二―（二・五―ジメトキシ―四―イソプロピルスルファニルフェニル）エタンアミン及びその塩類</p> <p>三十 二・五―ジメトキシ―四・α―ジメチルフェネチルアミン（別名DOM）及びその塩類</p> <p>三十一〜七十六（略）</p> <p>七十七 三―メトキシ―α―メチル―四・五―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名MDA）及びその塩類</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 四―エチル―二・五―ジメトキシ―α―メチルフェネチルアミン（別名DOET）及びその塩類</p> <p>七 N―エチル―γ―フェニルシクロヘキシルアミン（別名エチシクリジン）及びその塩類</p> <p>八〜二十六（略）</p> <p>二十七 N・α―ジメチル―三・四―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名MDMA）及びその塩類</p> <p>二十八 二・五―ジメトキシ―四・α―ジメチルフェネチルアミン（別名DOM）及びその塩類</p> <p>二十九〜七十四（略）</p> <p>七十五 三―メトキシ―α―メチル―四・五―（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別名MDA）及びその塩類</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>七十八 二一(四一ヨード一二・五一ジメトキシフェニル) エタンア ミン及びその塩類 七十九 リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リゼルギド) 及びその塩 類</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>七十六 類 リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リゼルギド) 及びその塩</p>

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十六号を第七十九号とし、第七十五号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八 二（四一）ヨード二・五一ジメトキシフェニル エタンアミン及びその塩類

第一条中第七十四号を第七十六号とし、第二十八号から第七十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二（二・五）ジメトキシ四一インプロピルスルファニルフェニル エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十六号を第二十七号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 二（四一）エチルスルファニル二・五一ジメトキシフェニル エタンアミン及びその塩類

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十一号

国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律百四十一号）第三条第三項、第五条の二第二項、第九条の二第一項及び第九十九条の三第一項の規定並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百四十四条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「及び第五項」を「第二項及び第六項」に改め、「その申出」の下に「（法附則第五條第二項、平成六年改正法附則第二十一條第二項及び平成十六年改正法附則第二十三條第二項に規定する申出を除く。）」を加える。

第二条第一項中「第十二号の二、第十四号及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、第十六号を第十八号とし、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号の二を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 法第百九条の二第一項から第三項までに規定する権限

十三 法第百九条の三第一項及び第三項から第五項までに規定する権限

第二条第二項中「及び第十六号」を「から第十三号まで及び第十八号」に改める。

第十一条の六の次に次の三条を加える。
（法第百九条の二第二項の政令で定める法人）

第十一条の七 法第百九条の二第一項に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条に規定する学校法人（同法第六十四号第四項の規定により設立された法人を含む。）

四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社及び同法第十三条第二項に規定する学校設置非常利法人

五 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設を設置する法人

（法第百九条の二第二項の政令で定める教育施設）

第十一条の八 法第百九条の二第一項に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十条に規定する高等学校

二 学校教育法第六十三條に規定する中等教育学校

三 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六條第二項に規定する高等部に限る。）

四 学校教育法第八十三條に規定する大学（同法第九十七條に規定する大学院を含む。）

五 学校教育法第百八條第二項に規定する短期大学

六 学校教育法第百十五條に規定する高等専門学校

七 学校教育法第百二十四條に規定する専修学校

八 前号に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設
（法第百九条の三第一項の政令で定める団体）

第二章第七節中第五十七條を第五十七條の二とし、同条の前に次の一條を加える。
（業務勘定から他の勘定への繰入れ）

第五十七條 法第百四十四條第九項の規定により年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰り入れる金額は、独立行政法人福祉医療機構の中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。）中に同機構への交付金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十五條第五号に掲げる業務及び同法附則第五條の二第三項に規定する業務に係る交付金に限る。）に充てるために法第百四十四條第五項及び第六項の規定により同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定から同会計の業務勘定に繰り入れた金額の合計額、当該期間中に独立行政法人福祉医療機構法第十五條第五号に掲げる業務及び同法附則第五條の二第三項に規定する業務について生じた損益の額その他の同法第十六條第四項の規定による納付金が生じた要因を勘案し、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十二号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令

内閣は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第七條第五項及び第十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫